

参考資料 2

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び 実務者協議会の開催について

平成 27 年 9 月 3 日

1. 我が国の保有するコンテンツのデジタルアーカイブの構築及び利活用に関する課題に関し、関係省庁等が情報交換、意見交換を行い、連携を図るため、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会（以下、「連絡会」という。）を開催する。また、コンテンツのデジタルアーカイブ推進に係る実務的課題を討議するため、実務者協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。
2. 連絡会及び協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、各会議は、コンテンツのデジタルアーカイブに関する課題に関し、その都度、議長の判断により、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
3. 連絡会の下に幹事会を置き、その構成は、別紙のとおりとする。
4. 連絡会（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、文化庁及び国立国会図書館の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。また、協議会の庶務は、文化庁の協力を得つつ、協議内容の調整、協議内容に係る調査や資料作成を含む協議会の企画等について国立国会図書館と連携し、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
5. 本申合せは、申合せ後 2 年が経過した日限り、その効力を失う。以後については、必要に応じて見直しを行う。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会の体制について

【知的財産推進計画2015における記述】

アーカイブ連携の具体的方策や…コンテンツのデジタルアーカイブについての課題を共有・検討するとともに、実務的な課題に対応するため、本年度、関係省庁、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーターの実務者等を含めた…関係省庁等連絡会及び実務者協議会(仮称)を開催する。

【知的財産戦略調査会10の提言(平成27年5月)における記述】

利活用を前提としたコンテンツのアーカイブ化に向け、政府機関、国立国会図書館及び民間アーカイブ機関の連携方策、司令塔機能をはじめとした推進体制の整備を推進する。

関係省庁等連絡会

- ・アーカイブ連携を巡る課題の共有・検討
- ・実務者協議会で検討すべき事項の決定

実務者協議会

- ・実務的な課題に対する対応策の検討
- ・今後検討すべき実務的課題の抽出・提案



アーカイブ連携の方策やメタデータオープン化などの実務的課題については、実務者協議会で対応策を検討の上、各アーカイブ機関における取組に反映(必要に応じ、関係省庁等連絡会に対し、施策的な手当てを要請)

関係省庁等連絡会

議長：内閣府知的財産戦略推進事務局次長
副議長：文化庁長官官房審議官
幹事役：国立国会図書館電子情報部長
構成員：総務省情報流通常行政局審議官
文化庁文化部長、文化財部長
経済産業省商務情報政策局審議官



必要な情報を提供

幹事会（関係省庁の課長級）



実務者協議会

構成員
アーカイブに関する有識者
分野ごとのアグリゲータ
主要アーカイブ機関
(オブザーバー　関係省庁の課長級)

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び 実務者協議会構成員

1. デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会

議長：内閣府知的財産戦略推進事務局次長

副議長：文化庁長官官房審議官

幹事役：国立国会図書館電子情報部長

構成員：総務省情報流通行政局審議官

　　文化庁文化部長

　　文化庁文化財部長

　　経済産業省商務情報政策局審議官

2. 実務者協議会

座長：国立情報学研究所コンテンツ科学研究系 高野明彦教授

構成員：文化庁文化部芸術文化課長

　　文化庁文化財部伝統文化課長

　　国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長

　　日本放送協会知財センターアーカイブス部長

　　公益財団法人放送番組センター事務局長

　　東京国立博物館学芸企画部博物館情報課長

　　東京国立近代美術館法人本部情報企画室長

　　筑波大学図書館情報メディア研究科 杉本重雄研究科長

　　秋田県図書館協会 山崎博樹顧問

　　東京大学大学院情報学環 生貝直人客員准教授

オブザーバー：内閣府知的財産戦略推進事務局参事官

　　総務省情報流通行政局情報流通振興課長

　　総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長

　　経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長

　　文化庁文化財部美術学芸課美術館・歴史博物館室長

　　文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

3. 幹事会

議長：内閣府知的財産戦略推進事務局参事官

副議長：文化庁長官官房政策課長

幹事役：国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長

構成員：総務省情報流通行政局情報流通振興課長

　　総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長

　　文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

　　文化庁長官官房著作権課長

　　文化庁文化部芸術文化課長

　　文化庁文化財部伝統文化課長

　　経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長

デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 の運営について

平成27年11月25日
デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会

デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会（以下「協議会」という。）
の議事の運営に関しては、以下のとおりとする。

1. 議事及び資料の公開について

協議会の議事概要及び資料は、原則として、公開する。

2. 参考人の招致について

座長は、協議会の審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

3. 運営事項について

前各項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。